

テーマ：企業区分ごとの適用税制等

改正産業競争力強化法において、「中堅企業」が新たに定義されました。大企業、中堅企業、中小企業の企業区分ごとに適用できる優遇税制や補助金制度が異なります。

適用税制例

項目	区分	適用税制例	内容
企業区分	大企業	賃上げ促進税制(大企業向け) 試験研究費の額に係る税額控除 繰越欠損金の控除(限度額：課税所得の 50%)	賃上げ促進税制上、継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より 3%以上増加の場合に適用可能です。 ● 3%以上 → 税額控除率 10% ● 4%以上 → 税額控除率 15% ● 5%以上 → 税額控除率 20% ● 7%以上 → 税額控除率 25%
	中堅企業	賃上げ促進税制(中堅企業向け) 中小企業事業再編投資損失準備金制度	賃上げ促進税制上、継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より 3%以上増加の場合に適用可能です。 ● 3%以上 → 税額控除率 10% ● 4%以上 → 税額控除率 25%
	中小企業	賃上げ促進税制(中小企業向け) 中小企業者等の少額減価償却資産の特例	賃上げ促進税制上、雇用者給与等支給額が、前事業年度より 1.5%以上増加の場合に適用可能です。 ● 1.5%以上 → 税額控除率 15% ● 2.5%以上 → 税額控除率 30%

申請できる補助金例

項目	区分	補助金例	内容
企業区分	大企業	キャリアアップ助成金 (中堅・中小企業も申請可)	非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化等を実施した事業主に対して助成。
	中堅企業	中堅・中小企業成長投資補助金	投資額 10 億円以上の中堅・中小企業が最大 50 億円の補助金が受けられます。
	中小企業	小規模事業者持続化補助金	生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、機械装置等費や広報費等最大 250 万円の補助金が受けられます。

お見逃しなく！

大企業とは資本金 1 億円超かつ常時使用する従業員数が 2,000 人超、中堅企業とは常時使用する従業員数が 2,000 人以下、中小企業とは資本金 1 億円以下かつ常時使用する従業員数が 2,000 人以下の企業をいいます。

※ 各数値は期末日時点です。また、補助金の種類によって、企業区分が相違することがあります。